

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和元年10月28日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 守屋常雄君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 18番 市川圭一君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
庶務議事課主査	宮田	修君

## 令和元年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

令和元年10月28日(月)午前10時開議

- 日程第 1. 議案第38号 牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について
- 日程第 2. 議案第39号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について
- 日程第 3. 議案第40号 牛久市森林環境譲与税基金条例について
- 日程第 4. 議案第41号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第42号 牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第43号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第44号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第45号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第46号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第47号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第48号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第49号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第50号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第51号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16. 議案第53号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17. 議案第54号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18. 議案第55号 物品購入契約の締結について
- 日程第19. 議案第56号 物品購入契約の締結について
- 日程第20. 議案第58号 令和元年度牛久市一般会計補正予算(第5号)

日程第 2 1. 認定第 1 号 平成 3 0 年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 2. 決議案第 1 号 会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について

日程第 2 3. 請願第 2 号 二次避難所への公衆無線 LAN 設備追加に関する請願書

日程第 2 4. 閉会中の事務調査の件

午前10時01分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

会議前にお知らせをいたします。

執行部から一般質問及び質疑・答弁に関する回答文書並びに台風15号、19号、21号の災害対応概要及び台風19号における他市町村への支援に関する報告書の配付依頼がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

これより本日の会議を開きます。

ここで、山本議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。5番山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 改めましておはようございます。

去る10月10日の私の一般質問の発言について、一部訂正をお願いいたします。

牛久土地開発が「地権者の敷金として支払っている」と申しましたが、その文言を「地権者の賃借料」と訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） それでは、日程第1、議案第38号ないし日程第19、議案第56号及び日程第20、議案第58号の20件、日程第21、認定第1号の1件、日程第22、決議案第1号の1件並びに日程第23、請願第2号の1件を一括議題といたします。

○

議案第38号 牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について

議案第39号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について

議案第40号 牛久市森林環境譲与税基金条例について

議案第41号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第45号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第46号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第47号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第48号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第53号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 物品購入契約の締結について
- 議案第56号 物品購入契約の締結について
- 議案第58号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
- 認定第1号 平成30年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 決議案第1号 会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について
- 請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書

○議長（石原幸雄君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、黒木総務常任委員長。

---

令和元年10月28日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第38号	牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について	原案可決
議案第39号	牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について	原案可決
議案第41号	牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第42号	牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第43号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第44号	牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第47号	牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第48号	牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第52号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第58号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	継続審査
決議案第1号	会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について	原案可決
請願第2号	二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書	継続審査

〔総務常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○総務常任委員長（黒木のぶ子君） 改めましておはようございます。

総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

令和元年10月15日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る10月21日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第38号は、牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例についてであります。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職非常勤職員の一部及び一般職非常勤職員等について、会計年度任用職員の制度に移行するため、任用、勤務条件等について必要な事項を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、本条例に基づき制定される規則の内容について、また、職員組合

との協議について質疑がなされ、市執行部からは、規則の内容については国や他市の動向を参考に検討を進めており、また規則の制定に当たっては条例と同様に職員組合との協議を行うとの答弁がありました。

議案第39号は、牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例についてであります。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職非常勤職員の一部及び一般職非常勤職員等について、会計年度任用職員の制度に移行するため、給与等の支給について必要な事項を定めるものであります。

議案第41号は、牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第42号は、牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第43号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第44号は、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第47号は、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これら5件については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正であり、成年被後見人等であることのみを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に関する規定を定め、あわせて引用条項及び文言の整理等を行うものであります。

議案第48号は、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能になることに伴い、旧氏による印鑑登録ができるよう改正するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、性的少数者の方々に配慮し、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別表記を削除するため改正するものであります。

議案第52号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてであります。

本件は、歳出については、平成30年度市民満足度調査で要望が多かった道路舗装の修繕工事、交通安全施設の整備工事等を行うための費用5,800万円、またプレミアム付商品券事業を実施するための費用363万2,000円、基幹システムにおいてひたち野うしく中学校の開校に伴い、中学校区コードをふやす対応をし、あわせて既存の住民記録データ等を修正するためのシステム改修費用として198万円、さらに来年度に使用する納税通知等の帳票の印刷等の費用687万1,000円等になります。また歳入については、本補正予算の係る必要

な財源として6,735万3,000円を財政調整基金より繰り入れるもの等であります。

議案第58号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてであります。

本件は、本補正予算の係る必要な財源として歳入について、1億1,706万4,000円を財政調整基金より繰り入れるものであります。

審査に当たり委員からは、財政調整基金からの繰り入れにより、どのような歳出を行うのかについて説明を求める旨の質疑がなされ、市執行部からは、本補正予算において、「牛久シャトーを利活用する」事業において、1億4,516万4,000円の歳出予算を編成しているが、そのうち牛久シャトー管理費負担金及び施設賃貸料2,810万円を除いた不足額について財政調整基金から繰り入れを行うものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、産業建設常任委員会における歳出部分の審議を十分に行うべきであり、歳入部分について審議している今回の議案については継続審査とすべきであるとの意見がありました。

決議案第1号は、会計年度任用職員の処遇改善を求める決議についてであります。

本件は、市執行部に対し、会計年度任用職員制度の導入に当たり、会計年度任用職員となる非正規雇用職員の雇用、報酬・賃金、福利厚生などの処遇で、改悪などの措置が決して行われることなく、改善の措置を講じられるよう強く求めるものであります。

請願第2号は、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書であります。

本件は、大規模災害発生時に避難者の方々のSOS通話・通信及び情報収集・発信の手段として災害に強い公衆無線LANの設備を二次避難所で提供できるよう求めるものであり、参考人の委員会出席を求め審査をいたしました。

審査に当たり委員からは、総事業費及び維持経費はどのくらいかかるのか、また二次避難所への設備追加を求めるものであるが、これらには行政区の区民会館等も含めるものなのかについて質疑がなされ、参考人からは、二次避難所16カ所への設置をお願いしたい、また総事業費については、先に導入した茨城町の事例であると20カ所への設置で9,300万円であり、維持費は1カ所あたり30万円程度とのことだったとの意見陳述がありました。

また、委員からは国の補助事業の採択が可能なのかについて質疑がなされ、参考人からは各市町村の財政力指数による制限があり、当市の場合には補助の対象とならない旨の意見陳述がありました。

さらに委員からは、本請願に対しては内容についてさらに詳細な調査が必要であるとともに、市の防災に関する情報伝達手段等の整備計画等との兼ね合いについても検討が必要であることから、継続審査とすべきであるとの意見がありました。

以上、12件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第38号、議案第39号、議案第41号ないし議案第44号、議案第47号、議案第48号、議案第52号及び決議案第1号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第58号及び請願第2号については、委員から継続審査を求める意見があり、採決の結果、議案第58号については賛成多数により、請願第2号については全会一致により閉会中もなお継続審査とすることに決し、議長宛て継続審査の申し出をいたしました。

以上御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、守屋教育民生常任委員長。

令和元年10月28日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 守屋 常雄

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第45号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第49号	牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第50号	牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第51号	牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第52号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第54号	令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第55号	物品購入契約の締結について	原案可決
議案第56号	物品購入契約の締結について	原案可決

〔教育民生常任委員長守屋常雄君登壇〕

○教育民生常任委員長（守屋常雄君） 改めまして、おはようございます。

教育民生常任委員会委員長審査報告。

令和元年10月15日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る10月23日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第45号は、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための法律の施行により、児童福祉法が改正され、条例に規定する家庭的保育者の要件を定める条項を整理するものであります。また、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等において3歳児以降の保育の受け皿としての連携、施設の確保を不要とできる規定にするものであります。

審査に当たり委員からは、本条例中第6条第2項保育所等との連携の改正内容について質疑がなされました。市執行部からは、成年被後見人の制度改正、厚生労働省令の家庭的保育事業等の基準の改正は、具体的には要件の緩和であるとの答弁がありました。

議案第49号は、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、奥野地区での9年間の義務教育の環境確保を目指して、学校の形態を小学校と中学校から、義務教育課程を一貫して行う義務教育学校とするものであります。また、学校の位置を牛久市久野町725番地、及び牛久市久野町670番地1に改めるものであります。

審査に当たり委員からは、現在の小中学校で奥野以外に義務教育学校、または、一貫校としての検討について質疑がなされました。市執行部からは、奥野以外に、義務教育学校として検討をしていないが、将来的には、教育の環境や市の環境が変わるとそれも選択肢の一つとしてあり得るとの答弁がありました。

議案第50号は、牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正により、災害援護資金の貸し付けに対する、支払猶予等に関する資産等の報告について規定し、引用条項の整理をするため改正するものであります。

審査に当たり委員からは、この制度の周知徹底について質疑がなされました。市執行部からは、災害があった場合は、罹災証明が発行され、その際、このような制度に該当する場合は個別対応している。また、災害救助法が適用になった場合には、ホームページやその他広報を利用し、周知徹底を図るとの答弁がありました。

議案第51号は、牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、龍ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部を龍ヶ崎市・牛久市医師会から、分離独立し牛久市医師会に改正するものであります。

審査に当たり委員からは、龍ヶ崎市・牛久市医師会から、分離独立によって牛久市にどのような影響が出てくるのか、質疑がなされました。市執行部からは、これまでは、龍ヶ崎市・牛久市医師会として、龍ヶ崎市と同じような形で活動していたが、今後は牛久市医師会として、独自で活動できると考えているとの答弁がありました。

議案第52号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管の歳出の主なものとして、牛久市教育委員会いじめ調査委員会を開催するための諸経費についてであります。

審査に当たり委員からは、牛久市教育委員会いじめ調査委員会の立ち上げの時期はいつか、その委員会で審議される案件は、何件予定しているのか、調査委員会の構成メンバー等について質疑がなされ、市執行部からは、委員会で審議される対象案件は1件で、調査委員会のメンバーは、法律や教育、医療、心理、福祉の五つの分野の専門家の方5名程度で想定している。設立の時期については、3月にこの調査委員会の決定をされているが、被害者、保護者の方との話し合いの中で、委員会の中止または、中断の要望があり、教育委員会としては、被害者、保護者の方に寄り添うことが大事であるので、時期の選定をしているとの答弁がありました。

議案第54号は、令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本件は、前年度繰越金として、平成30年度の歳入歳出差引額から、国、県等の精算を差し引いた額が1億1,729万5,000円で、その利子収入として、58万8,000円、合計1億1,788万3,000円を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。

審査に当たり委員からは、介護保険料の推移について質疑がなされ、保険料について介護保

険運営協議会で慎重に検討していくものと考えているとの答弁がありました。

議案第55号及び議案第56号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、令和元年度ひたち野うしく中学校家具備品購入契約及び音楽備品購入契約についてであります。ひたち野うしく中学校家具備品購入契約方法は、指名競争入札、契約金額は、4,660万円。ひたち野うしく中学校音楽備品購入契約方法は、指名競争入札、契約金額は、2,362万8,000円であります。

審査に当たり委員からは、家具備品購入について、茨城県木づかい補助金の活用について質疑がなされ、茨城県木づかい補助金は、建設事業の下駄箱の購入に充てており、今回の購入には、活用していないとの答弁がありました。また、楽器購入の補助金について質疑がなされ、この件に関する補助金については、補助対象外との答弁がありました。

付託されました案件について審査の結果、議案第45号、議案第49号ないし議案第52号、議案第54号は全会一致により、議案第55号、議案第56号は、賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、須藤産業建設常任委員長。

令和元年10月28日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 須藤京子

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第40号	牛久市森林環境譲与税基金条例について	原案可決

議案第46号	牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第52号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第53号	令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第58号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決

〔産業建設常任委員長須藤京子君登壇〕

○産業建設常任委員長（須藤京子君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

令和元年10月15日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る10月24日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第40号は、牛久市森林環境譲与税基金条例についてであります。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、国から市町村へ譲与される森林環境譲与税を、本市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の実施に要する経費に充てるための財源として積み立てるとともに、その用途を明確化するため、基金を新たに設置するものであります。

審査に当たり委員からは、国から牛久市へ譲与される森林環境譲与税額と用途について質疑がなされ、市執行部からは、現在の試算によれば、令和3年までは400万9,000円、4年から6年までは約600万円、7年から10年までは860万円弱となる。また、用途については、牛久自然観察の森の森林整備及び木育活動、小中学校における木製品の購入、公共施設の木造建設、牛久城址の森林整備、出産祝い品として木製品を贈呈することなどを考えているとの答弁がありました。

議案第46号は、牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正でありまして、成年被後見人等であることのみを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に関する規定を定め、あわせて引用条項及び文言の整理等を行うため改正するものであります。

議案第52号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）であり、当委員会所管の歳

入の主なものとして、地方譲与税については、国の税制改正に伴い新設された森林環境譲与税の計上であり、繰入金のうち、森林環境譲与税基金繰入金は、森林環境譲与税の新設に伴い設立した基金からの繰入金であります。歳出の主なものとして、農林水産業費の林業費は、新設された森林環境譲与税を運用する上で、経理を明確にするため、基金へ積み立てするものであり、土木費の都市計画費は、エスカード牛久ビルのエスカレーター修繕工事に伴う管理費負担金の増額計上であります。

また、審査に当たり委員からは、エスカレーター修繕工事の具体的内容、今年度に修繕工事を実施することになった理由、及びエスカード牛久ビル内のテナント誘致の状況について質疑がなされ、市執行部からは、ビル中央部の1階から3階のエスカレーターは全部を交換し、旧イズミヤ側の1階から3階のエスカレーターは踏み板、チェーン、ベルトなどの交換を行う。今年度に修繕工事を実施することになった理由としては、定期点検等により年次計画で中央部のエスカレーターについては当初より今年度に修繕工事を実施する予定だったもので、既修繕積立金の不足分を負担するものであり、旧イズミヤ側のエスカレーターは、2階と3階のリニューアルオープンに当たりエスカレーターの稼働が必要となることから今年度に修繕工事を実施することになった。また、テナント誘致の状況については、鋭意、誘致を進めているところではあるが、まだ具体的には決定していないとの答弁がありました。

議案第53号は、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本件は、消費税額の確定に伴う不足分の増額、県が国庫補助事業を前倒しで実施することに伴う建設負担金の増額等を行うものであります。

審査に当たり委員からは、県が国庫補助事業を前倒しで実施することであるが、その具体的内容について質疑がなされ、市執行部からは、前倒しで実施する具体的な事業の内容としては、茨城県の情報によると、水処理監視制御設備改築、汚泥脱水機受変電改築、ポンプ場自家発電設計、管渠施設耐震設計などを前倒しすると聞いているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、負担金の負担割合の根拠、及び今後の負担割合の見直しについて質疑がなされ、市執行部からは、負担金の割合は計画汚水量と区域から排除した実際の汚水量をもとに算出しており、利根浄化センターの建設負担金については、つくば市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町の6市町において負担をしている。また、負担割合の見直しについては、計画汚水量や実際の汚水量が大きく変われば見直しも必要であるが、牛久市の21.7%という負担割合について近年は変更が見られないとの答弁がありました。

議案第58号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）であり、当委員会所管の歳入は、雑入としてオエノンホールディングス株式会社からの管理費負担金と、第三セクターか

らの施設賃貸料の計2, 810万円を計上するものです。歳出は、オエノンホールディングス株式会社から牛久市が牛久シャトーを借り上げる賃借料、第三セクター立ち上げに要する出資金、第三セクターの会社登記のための申請を司法書士に委託するための委託料、第三セクター設立までの牛久シャトーの維持管理に要する費用を一時同社が立てかえるための経費清算金など計1億4, 516万4, 000円を計上するものであります。

審査に当たり委員からは、第三セクターの役員の人選、経営方針が不明瞭ではないかとの質疑がなされ、市執行部からは、役員については現在選定中であり、役員が決定すれば、役員から経営方針について述べられることもあるのではないかと答弁がありました。

また、委員からは、今後のスケジュール、市としての支援、及び市民参加型の牛久シャトーの運営について質疑がなされ、市執行部からは、今後のスケジュールとしては、本議案が成立した後に第三セクター設立の手続に入り、定款の認証、会社登記の手続等を行っていく。市としての支援については、民間の方を登用することが決まっているので、できるだけ民間の考え方を反映させられるよう、市として支援していくことを考えている。

市民参加型の牛久シャトーの運営については、牛久シャトーの手入れ等をボランティアにより行ってはどうかとの御意見もあるとの答弁がありました。

そのほか、経営計画の積算根拠、第三セクターが飲食や物販を行うことになった経緯について質疑がなされ、市執行部からは、積算根拠については牛久シャトーにおける以前の経営状況から得た実績を参考に算出している。飲食や物販を行うことになった経緯については、国指定重要文化財を擁する牛久シャトーの敷地をそのまま残してほしいとの要望に応えるべく、牛久シャトーの確実な存続を最優先に考えて市が借り受けて保護していくとともに第三セクターを設立し、収益を上げて文化財の保存及び活用に充てていく考えであることから飲食や物販を行うことになったとの答弁がありました。

議案第58号に関する討論として、早期の牛久シャトーの復活を望んでいるところではあるが、判断するための材料に乏しいこと、文化財の保護については本件から切り離して考えるべきであること、運営費が多額であるため市として「可能な限りの支援」を超えて運営費を負担していくことにつながりかねないことなど、検討すべき点があることから、継続審査とすべきとの討論がなされました。

また、文化遺産であり、観光施設でもある牛久シャトーを市民の誇りとして守り、復活させていくために、オエノンホールディングス株式会社との協議において導き出された答えが第三セクターの設立であれば、それがベターな手法であるが、第三セクター設立に当たっては、総務省が示している第三セクター等の経営健全化等に関する指針にあるように趣旨の点に留意していかなくってはならないとの討論もなされました。

議案第58号の可決に当たっては、本市とオエノンホールディングス株式会社との賃貸借契約締結後、契約書及び新会社の事業計画、定款、並びに役員の氏名・経歴・報酬を市議会に開示するほか、財務諸表や取締役会の議事録を市議会に開示すること、新会社の設立の背景及び趣旨等について、広報うしく及び市のホームページ等で、市民に簡潔かつわかりやすく説明することや、新会社と定期的に経営に関する意見交換を行い、その内容と結果を市議会に報告することを求める附帯決議が委員から提出されました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第40号、議案第46号、議案第52号、議案第53号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第58号については、継続審査とすることが否決され、原案について採決の結果、賛成多数により、可決すべきものと決定いたしました。

さらに、議案第58号に対する附帯決議案については、賛成多数により、可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします

○議長（石原幸雄君） 次に、杉森決算特別委員長。

令和元年10月28日

牛久市議会議長 殿

決算特別委員会

委員長 杉 森 弘 之

#### 決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
-------	-----	-------

認定第1号	平成30年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について	認 定
-------	--------------------------	-----

〔決算特別委員会委員長杉森弘之君登壇〕

○決算特別委員会委員長（杉森弘之君） 決算特別委員会委員長として、令和元年10月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号平成30年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、以上、1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため去る10月7日、16日、17日、18日の4日間にわたり委員会を開催し、16日に牛久南中学校ICT教育、武道館、エスカード牛久ビルの現地視察を行うとともに、16日、17日、18日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、平成30年度の経常収支比率が上昇したことについて質疑がなされ、市執行部からは上昇の原因として、公共施設の整備に伴い維持管理経費、施設の運営経費の増加によるもの及び医療費等の社会給付費の増加に伴う特別会計の繰出金の増加によるものであり、今後も事務事業の効率化に積極的に取り組むとともに、歳入の確保に努めながら財政の硬直化に歯どめをかけなければならないとの答弁がありました。

また、委員からは、自主財源をふやすための取り組みについての質疑があり、市執行部からは、未利用財産の売り払いとして市内の4筆の土地を461万5,000円で売却した。また、広報うしくや牛久運動公園野球場への広告掲載料として総額582万5,000円の収入があった。今後は引き続き広告収入等を強化していくとともに、現在策定中の公共施設総合管理計画の中で各施設の使用料の見直しも行うことになっており、これによる自主財源の増加も見込まれる。また、地価の状況を見きわめながら、未活用資産である未利用地の売却についても引き続き進めていくとの答弁がありました。

さらに、市税収入の現状と今後の税収予測について質疑がなされ、市執行部からは平成30年度の市税の決算額は約121億4,500万円であり、前年度より約1億2,000万円の増収となっている。うち個人市民税は65歳以上の年金所得者や定年後も職につく給与所得者の増加により約2,600万円の増収、また固定資産税は工業団地内の企業の設備投資や太陽光発電設備の新設による償却資産の増加により約1億700万円の増収となっており、今後数年間は横ばいもしくは微増での推移を予測しているとの答弁がありました。

その他、牛久市のシティプロモーションについて作成されたパンフレットの利用状況等について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市への移住促進のためのパンフレットを作成し、市

内外のショッピングセンターや観光施設等での常時配布を行うとともに、ふるさと回帰支援センターで開催するイベント等での配布を行っている。これらのイベントでは市内の子育て環境について、教育関係の状況、空き家の状況、交通関係の状況、就業状況等についての問い合わせを受けており、関係課での連携をとりながら相談者への情報提供等を行ったとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、きぼうの広場の平成30年度の実績及び勤務実態について質疑がなされ、市執行部からは、平成30年度の相談件数は1,782件、相談人数は348人、来所者数は、適応指導教室に20人である。勤務実態については、常勤職員1人の臨床心理士と教育相談担当非常勤職員3人、適応指導教室担当非常勤職員4人と特別支援担当、こちらは検査等を行う非常勤職員が5人であるとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久運動公園調整池の有効活用を図る事業の工事請負費は当初予算になかったが、補正額420万円の工事内容と補正の理由について質疑がなされ、市執行部からは、造成工事420万円補正の理由について、ここ数年、硬式、軟式の少年野球団体等から、グラウンド確保に苦労しているため、調整池の一部を整地してグラウンドにしてほしいという要望があり、これに応える形で予算化し、工事を行った。執行率が低かった理由については、工期を6月末まで延長し、繰り越したため、平成30年度分は、当初契約の前払い金40%分、420万円の執行となっている。その後、令和元年度で工事を竣工して残りの分を支出しているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、現在岡田小学校にプールがない状況で、今後どういう対応をしていくのか、岡田小学校と市内の小学校の水泳指導について質疑がなされ、市執行部からは、小・中学校ともプール授業は、10時間必ず設けられており、プールを確保しなければいけない状況であるが、使用期間が短く、建設費やランニングコストが非常に高いため、運営や集約等を含め検討する必要があるとの答弁がありました。再度委員からは市内プールの集約化について質疑がなされ、市執行部からは、下根運動公園のドームを撤去したことで屋外プールとなり、今後授業として使用する期間が限られるので、いま一度見直しが求められており、早急な検討が必要であるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、保育士等処遇改善費補助金の支払い先や勤務実態の確認について質疑がなされ、市執行部からは、保育士等処遇改善費補助金については、直接保育士に支払いをしている。勤務実態の確認は、3カ月ごとの施設からの証明により確認しているとの答弁がありました。

また、委員からは、子育て広場のアドバイザーの人数やアドバイス内容、利用者数について質疑がなされ、市執行部からは、子育てアドバイザーは15人おり、アドバイスの内容につい

ては、子供の養育に関すること、施設の案内等を行っている。また、子育て広場においては、アドバイザーのほかに定期的に保健師相談や歯科衛生士相談、栄養士相談に応じている。常設の子育て広場3カ所の年間利用者数は1万2,694人、出張広場3カ所の年間利用者数は2,526人との答弁がありました。

また、委員からは、民生委員の担当件数は、1人平均317世帯持っているのか、民生委員の改選の任期について質疑がなされ、市執行部からは、民生委員の担当件数は、平均であるので多いところも少ないところもある。その行政区の持ち分によって変わってくる。また、改選の任期は3年に一度の12月1日が改選となるとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について委員からは、未使用の木造市営住宅を解体撤去する事業における基本構想の策定状況、及び市営住宅の猪子への集約化の計画について質疑がなされ、市執行部からは、平成30年度に6棟を解体しており、今後の予定としては、現在、解体可能な13棟のうち、今年度は11棟の解体を予定している。また、市営住宅の猪子への集約化については、現在、猪子住宅には51世帯、76人の方が入居しているが、猪子住宅の地域内において解体と新築を並行して行い、ローテーションを組んで地域内において徐々に移転をしてもらうことにより、建てかえまでの仮住まいの住宅費や移転費用などのコストを抑える方針であり、基本構想に基づいて基本設計、詳細設計、解体、新築と進め、令和9年度に完成の予定であるとの答弁がありました。

また、委員からは、うしくWa iワイまつり、うしく菊まつり、うしくかっぱ祭り補助金の残金の取り扱いについて質疑がなされ、市執行部からは、平成30年度のうしくWa iワイまつりの収入額は、市からの補助金が320万円、そのほかに前年度からの繰越金、協賛金、フリーマーケットの出店料などで約430万円であり、実際の支出額が約360万円で、残額は約70万円となっている。平成30年度のうしく菊まつりの収入額は、市からの補助金が200万円、そのほかに前年度からの繰越金、協賛金などで約250万円であり、実際の支出額が約230万円で、残額は約20万円となっている。平成30年度のうしくかっぱ祭りの収入額は、市からの補助金が2,500万円、そのほかに前年度からの繰越金、うちの協賛金、ポロシャツの販売収入などで約3,100万円であり、実際の支出額が約3,000万円で、残額は約100万円となっており、いずれも残額については翌年度への繰越金としているとの答弁がありました。

その他、委員からは、監査委員による審査意見の中で電気料金の増額について述べられているが、電気料金が増額となった要因について質疑がなされ、市執行部からは、電気料金には基本料金と使用料金のほかに、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料調整費が含まれている。契約電力を一時的に上回ったときに、その使用量の最高値における電気料金を1年間支払わな

なければならないことから、実際の電気の使用量は減少しているが、電気料金は増額となっている。今後は常に契約量を超えないよう配慮して電気料金の削減に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、各特別会計のうち介護保険事業特別会計について、委員からは、地域ケア会議が開かれなかった理由について質疑がなされ、市執行部からは、介護保険法に基づく地域ケア会議は、最初は個別支援会議で昨年度茨城県の指導も受け、他市町村の視察も行いながら、模擬会議として2回実施した。次が日常生活圏域、その次が市全域を検討する会議であり、設計が3層構造となっている。執行しなかったというのは、この市全域を検討する協議会までは立ち上げが進んでおらず、まずは、個別支援会議をもう少し充実させて、チームの方々がこの制度になれていくところから実施したいと考えているとの答弁がありました。

また、公共下水道事業特別会計について、委員からは、老朽化した管渠を改築する事業において行っている実施設計や試掘調査の内容について質疑がなされ、市執行部からは、平成28年度に岡見第一汚水ポンプ場において汚水の圧送管が破損し、汚水が流出した事故を受け、茨城県と協議した結果、現在の圧送管に加え、別のルートでもう1本圧送管を整備し、万が一どちらか一方が破損した場合に、もう一方の圧送管で汚水を送ることができるようにするための実施設計を行っている。また、実施設計を行う上で選定したルートに農業用水の管が埋設されているため、この埋設管の位置を確認するために試掘調査を行うとの答弁がありました。

付託されました認定第1号について審査の結果、賛成多数により内容適切なものと認め、認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

**○議長（石原幸雄君）** 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（石原幸雄君）** 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（石原幸雄君）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

**○22番（利根川英雄君）** 議案第58号に対する継続審査の賛成討論であります。

私たちは、急ぐ必要は全くないと考えております。市民の声を十分聞いてからでも遅くはありません。これまで議会全員協議会や議案質疑、常任委員会で審議が続けられてきました。しかし、その内容は議会からの質問に対する明確な答弁になっていないと判断せざるを得ません。まずは役員人事、株式会社設立に当たっての経営計画や財政問題など、全て白紙状況と言わざるを得ません。これまでの答弁では、牛久シャトー復活の強い市民要求ということでありました。市民は市が出資する第三セクターである株式会社でのシャトー復活を、果たして望んでいるのでありましょか。牛久シャトー閉鎖から約10カ月、その問いを市民に投げかけるべきだったと考えております。

今回の補正予算では、今年度で第三セクターへの出資を含め約1億4,000万円、来年度からは賃借料や人件費、施設運営費から管理費なども含めると1億円近い出資があると考えられます。赤字になったら誰が負担するのでしょうか。担保物件もないシャトーに銀行などがお金を貸すはずがありません。市からの補填しか考えられません。役員や経営方針が定まらない第三セクター株式会社設立は、急ぐ必要はありません。例えば来年のさくらまつりを想定するならば、今年度と同じくオエノンに協力を要請し、同じようなやり方でも十分考えられます。今議会での第三セクターの設立、このような立場からも全く必要がないと言わざるを得ないわけであります。

ところで、うわき話として漏れ聞くところによりますと、社長や取締役におエノンの社員が検討されているということであります。これこそ言語道断と言わざるを得ません。オエノンは牛久シャトー運営で赤字を続けてきたとのことであります。その赤字を解消できるどころか、撤退という方向になったのは、牛久シャトーに携わってきた社員ではないのでしょうか。その人が社長や役員になって本当に黒字運営ができると、到底信じられるものではありません。社長や役員人事が決まらない、会社経営の計画もないまま、まるで白紙委任であります。第三セクターが成功する鍵は積小為大と向き合うことが重要だと言われております。その1つは、事業で達成しようとしている目標を1つに絞ること。牛久市ではこれが明確になっておりません。2つ目は、小さく積み上げ、営業の成長とともに投資規模を大きくしていくこと。これについても計画が示されておりません。3つ目に、事業を組み立て、営業できる人間が経営し、資金調達に行政は関与しないこと。これも明確な答弁がありませんでした。これが第三セクター設立に当たっての3つの基本原則と言われております。

これからの先行きが示されていない第三セクター株式会社の設立は、無謀そのもの考えるわけであります。急ぐ必要はありません。役員の人選の明確化と経営計画の策定、そして市民との合意、これに時間をかける、その準備が必要であります。

最後に、議会のチェック機能の問題であります。全くの白紙の中での第三セクター株式会社

設立に対し、議会のチェック機能を果たすことがこれまでの説明ではできないと、私たちは判断をしております。また、牛久シャトーの観光地化復活に反対するものではありませんが、何も急ぐ必要はありません。ぜひ考えてほしいと思います。会社設立に9,500万円も必要ありません。その目的は審査の中でも明らかになりました。赤字になれば取り崩すというものです。公益財団法人、社団法人ではそれほどの出資を必要ともしないどころか、これらでも運営は可能であります。赤字を前提とした出資と言わざるを得ません。したがって、継続審査とし、時間をかけて市民は市が出資するいわゆる第三セクター株式会社設立に9,500万円のお金が必要だということはほとんどの方が知りません。市民とともに考え、そして十分検討すべきであります。しかしながら、継続審査が否決されれば、私たち会派は当補正予算には反対するものであります。党派を超えた皆さんの御理解を心より訴えまして、継続審査に賛成する討論とします。よろしく願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論はありませんか。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号ないし議案第56号及び議案第58号の20件、認定第1号の1件、決議案第1号の1件並びに請願第2号の1件について順次採決をいたします。

初めに、議案第38号、牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、牛久市森林環境譲与税基金条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案は総務常任委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中に継続審査の申し入れがありました。

本案は、委員長の申し入れのとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立少数であります。よって、議案第58号は委員長からの申し入れのとおり閉会中の継続審査とすることは否決されました。

ここで、議案第58号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第58号は可決されました。

〔「緊急動議、議長、緊急動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 15番須藤京子君。自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を御説明願います。

○15番（須藤京子君） 58号に対し、先ほども委員長報告で申し上げましたが、附帯決議案が出ております。それを議場でも御審議いただきたいと思います。第三セクターの執行に関する附帯決議でございます。

○議長（石原幸雄君） ただいま、15番須藤京子君より、議案第58号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議の件について動議が出されました。動議は会議規則第16条の規定により、ほかに1名以上の賛成者がいなければなりません。賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前11時23分休憩

---

午前11時24分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、15番須藤京子君ほか1名から決議案第2号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

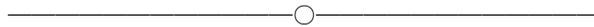
○議長（石原幸雄君） 御異議があるということですので、起立にて決をとりたいと思います。これを議題に加えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、決議案第2号について議題に供したいと存じます。

決議案第2号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

それでは、決議案第2号の1件を議題といたしたいと存じます。



決議案第2号 議案第58号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。15番須藤京子君。

〔15番須藤京子君登壇〕

○15番（須藤京子君） 議案第58号の附帯決議案について御説明を申し上げます。

先ほども申し上げましたが、去る10月24日、産業建設常任委員会の審査の中で、採決の後に委員から附帯決議案が提出され、また、その際、他の委員から文言の追加も提案されたところでございます。そして、それを委員会として検討の結果、これから読み上げる附帯決議案として提出するというのが、その委員会で決定されました。ということで、私のほうからこの附帯決議案について朗読をさせていただいて、提案の理由とさせていただきます。

議案第58号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）

本案は、本市がオエノンホールディングス株式会社から賃借する牛久シャトーについて、その運営管理を行う新会社を設立するための予算措置であるが、新会社が市民の貴重な税金を使って設立される第三セクターであることを踏まえ、市執行部が下記の項目を遵守されるよう強く求めるものである。

#### 記

1. 本市とオエノンホールディングス株式会社との賃貸借契約締結後、可及的速やかに、契約書及び新会社の事業計画、定款、並びに役員の氏名、経歴・報酬を市議会に開示する

こと。

2. 新会社の財務諸表を毎年遅滞なく市議会に開示するほか、市議会の要請に応じて取締役会の議事録を開示すること。
3. 新会社の設立の背景及び趣旨等について、広報うしく及び市のホームページ等で、市民に簡潔かつわかりやすく説明すること。
4. 新会社と定期的に経営に関する意見交換を行い、その内容と結果を市議会に報告すること。

以上、決議する。

なお、ただいまこの書面の中で、最初のところでオエノンホールディングス株式会社とあり、次のところでオエノンホールディング株式会社と表記がちょっと「ス」が入っていたりということで、これは整理してオエノンホールディング株式会社とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

済みません、「ス」が入るそうです。オエノンホールディングス株式会社と訂正をさせていただきますと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第2号についての質疑を許します。22番利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 決議案について2点ほど質問をいたします

1つ目の賃貸借契約締結後というふうにあります、これは議会として今回の執行部が提案していることを全て白紙委任として賃貸借契約後というふうに判断してよろしいのでしょうか。

そして、2つ目には、取締役会の議事録の開示というふうにあります、会社法によりますと、取締役会等の開示の必要性はないというふうに決められております。ただ、エスカートの都市開発株式会社のほうでは、議会からの要請によって黒塗り部分は多分にありましたけれど、開示をされました。そこら辺のところはどの程度なのかということをお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。15番須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 利根川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、この附帯決議案についての質疑応答、意見の中では、今、利根川議員がおっしゃったような意味での白紙委任かどうかということ委員会の中で協議したことはございません。よって、委員長としてここで私の所感を述べることはできないというふう存じます。この産業建設常任委員会の総体として、この場で私は、まあこれは、附帯決議案の提案というのは、一人の議員として行うものでありますが、産業建設常任委員会の委員長として、役目柄行ったということになりますので、ここで個人の考えとして白紙委任かどうかということ各委員に伺ったわけではございませんので、申しわけございませんがお答えするこ

とはできません。

また、新会社の議事録の開示についてでございますけれども、ただいま利根川議員のほうからエスカードの例もございました。この件も1点目に通ずるところではございますが、そのことが委員会の中で詳しく協議されたということではございませんので、申しわけないんですが、同様の言葉になってしまいます。個人的な感想ということであれば、別の機会にきちんとお話しすることはできると思いますが、この場では委員の皆様のお了承を得たものではございませんので、申しわけございませんが私から意見を述べることはできない。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。13番北島 登君。

○13番（北島 登君） ただいまの須藤議員の発言ですが、産業建設常任委員会の中で白紙委任については検討してないというふうな発言ありましたけれども、私は産業建設常任委員会の中で明確に、これは白紙委任ではないかということと、白紙の連帯保証人、保証書に判をつくようなことではないかということとを明確に申し上げました。そのことについては各委員の皆様にお聞き及びだと思いますが、その点の訂正を一言求めます。（「質疑」の声あり）ごめんなさい、求めることはできません。以上だけ申し上げます。その点についての見解をお願いします。

○議長（石原幸雄君） 15番須藤京子君。

○15番（須藤京子君） ただいまの北島議員の御質問でございますが、北島議員が委員会の中で御発言なされたことは、そのとおりでございます。ただ、委員会の中では、牛久市議会の中でいいますと、そういう件を委員会、議員の、委員同士の議員間討議という形で、その問題を掘り下げるといような取り組みをしていることは残念ながらございませんので、そうした意味で申し上げたつもりでございました。ですので、北島委員の御発言があったことを委員会報告の中にもちょっと入っておりますでしたね。その点は委員長としては、そうした、この委員長審査報告は委員長一任ということで私に任されているわけですから、委員の皆様のような御発言をきちんと取り込んで、取りまとめた上で御報告しなければいけないということで、その点については委員長にその責任があるということで、その部分については皆様、今、御発言があったとおりで、北島委員からはそうした御意見がございました。ただし、現在の常任委員会の中では、その件に関して委員どうして深く掘り下げ、そうしたことについて、その点はおもつともだとか、それは違ふとかということは協議なかったということで、利根川議員には簡略的にそうした点でお伝えしてしまいました。その点では陳謝いたします。

○議長（石原幸雄君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で決議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よつて、決議案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもつて討論を終結いたします。

これより、決議案第2号について、採決をいたします。

決議案第2号、議案第58号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議案について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よつて、決議案第2号は可決いたしました。

次に、認定第1号、平成30年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よつて、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ここで着座のまま暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

---

午前11時38分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

次に、決議案第1号、会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、決議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書、本案に対する委員長の報告は継続審査であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、請願第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程第24、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（石原幸雄君） 本案は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本案は各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本案は各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

ここで御報告をいたします。18番市川圭一君は早退をいたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和元年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 石原幸雄

署名議員 守屋恒雄

署名議員 池辺己実夫